

「柴宮小学校いじめ防止基本方針」

郡山市立柴宮小学校

<「いじめの定義」について>

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

1 目 標

- 「いじめ防止対策推進法（第13条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。
- 「いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中心とした「いじめ対策」に常時取り組めるような校内体制の強化と改善に努める。

2 方 針

- 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による未然防止・早期発見・対処等の包括的な取組の方針や指導内容の具体化を図る。
- 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図ることにより具体的な取組や対処方法を年間計画に位置付け、P D C A サイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。
- 学校、保護者、児童、地域、関係機関の責務や役割を明確化し、それぞれの立場における責務について啓発に努め、子どもの健やかな成長を支えていくことができるようとする。

【学校の責務】

- (1) 学校の全教育活動を通して、すべての児童が安心して学校生活が送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 児童のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに、児童自身がいじめについて主体的に考え方行動できるよう、指導・支援する。
- (3) いじめは、「どの学級」でも、「どの子」にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう保護者・地域・関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 「いじめを絶対に許さない」、「いじめを受けた児童を守り抜く」という強い姿勢を持ち、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 相談体制を整備するとともに、児童に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 児童会（代表委員会）等による児童による主体的ないじめ問題への取り組みの充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るために校内研修を推進する。
- (8) ネットいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修および児童・保護者への啓発活動を行う。

【保護者の責務としてお願いすること】

- (1) いじめが許されない行為であることを児童に十分に理解させ、どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめたり、いじめに加担したりしないよう指導に努める。
- (2) 日ごろからいじめ被害等の悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (3) 学校や地域の人々など、児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ根絶のために、協働して取り組む。
- (4) いじめを発見したとき、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

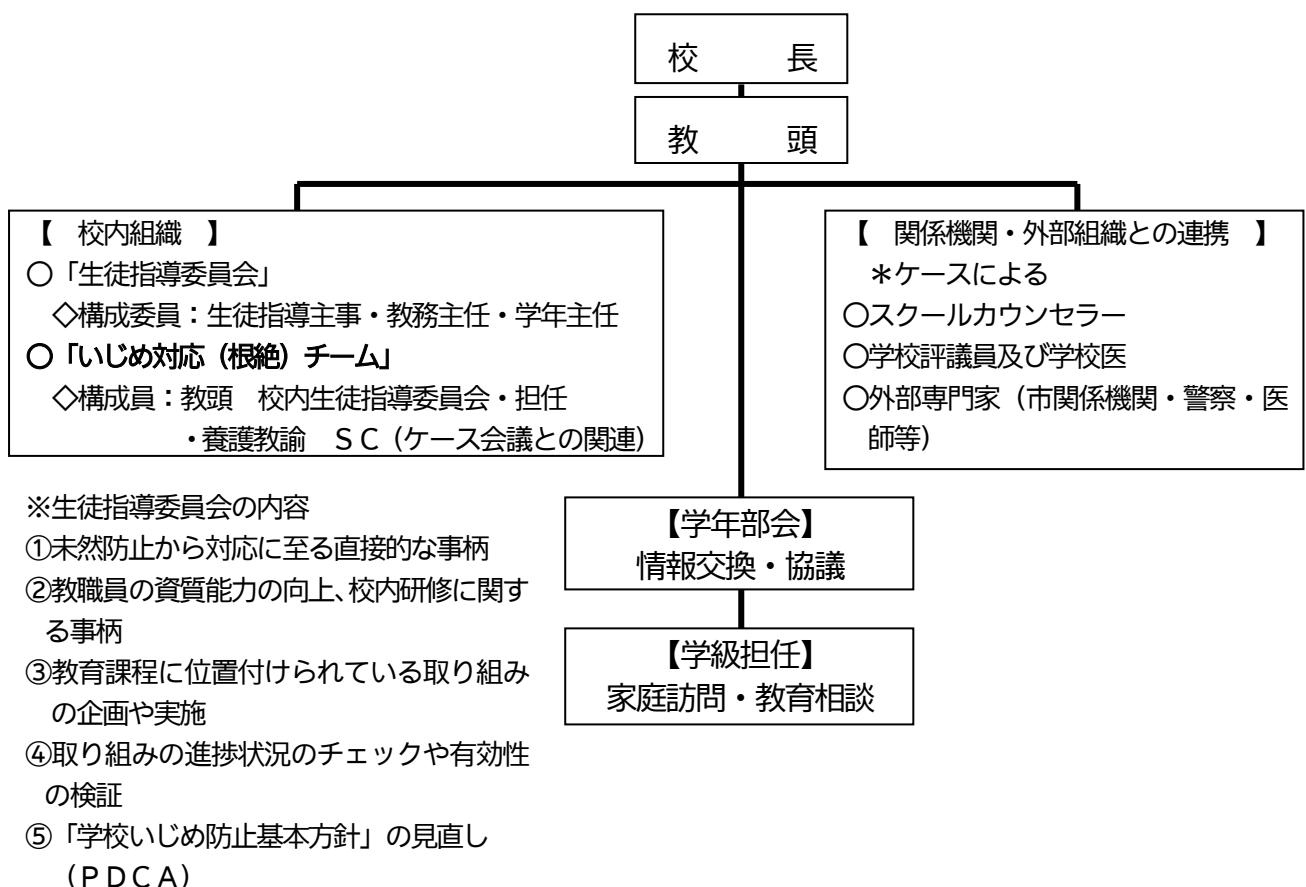
【児童の役割】

- (1) 自己の目標を達成するために、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない環境・校風づくりに努める。
- (2) いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族・学校・友だちまたは関係機関等に相談するとともに、周囲にいじめがあると思われるときは、当該の友だちに声をかけたり、周囲の大人積極的に相談したりする。
- (3) いじめを発見したとき、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

【地域・関係機関の責務としてご協力いただくこと】

- (1) 柴宮小学校の児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- (2) 柴宮小学校の児童の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が見られるときは、関係する保護者・学校・関係機関等に積極的に情報を提供するとともに連携していじめの防止に努める。
- (3) 地域行事等に柴宮小学校の児童が主体性を持って参加できるよう配慮する。

3 組 織



4 内容

(1) 「いじめ」未然防止について

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ① 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対する適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめについて学び理解する取り組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止の取り組みに努める。

<具体的実践事項>

- ・教職員：校内研修の開催、職員会議による共通理解・共通実践、校外研修への参加と伝達
- ・児童：全校集会・児童会（代表委員会・生活委員会等での「いじめ〇」に関する活動
学級活動における話し合い・学習（友人関係や集団づくり）

- ② 児童のストレスの原因をつくらないために、「日々の学校生活の改善」を図る。

<具体的実践事項>

- ◇ 「できる・わかる」が実感できる授業づくり
 - ・すべての児童が「授業に参加できる」「授業で活躍できる」授業の工夫
(自己決定の場や自己存在感のある授業)
 - ・「互いに認め合い、学び合える授業」の工夫
(共感的人間関係をはぐくむ授業)
 - ・授業のルール（きまり）、学習態度・姿勢、話の聞き方などの指導・支援
- ◇ 友人関係・集団づくり・社会性の育成
 - ・集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成
 - ・友だちや大人と関わる喜びや大切さを実感させる指導（居場所づくり等）
 - ・他人の役に立っている・他人に認められていることが実感できる機会や場の設定
(自己有用感)

- ③ 児童の気になる言動についての情報が速やかに寄せられる保護者や地域住民との関係づくりを進める。

- ・しばみやふれあい学校、青少年健全育成柴宮地区協議会等での指導員との情報交換
- ・地域見守り隊隊員との交流促進及び情報連携の場
- ・地域子ども会・交通安全母の会・P.T.Aとの情報交換の場の設定
- ・子ども110番の家、近隣事業所等との連携

(2) 「いじめ」の早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを軽視したり見逃したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。

- ①定期的に「いじめアンケート調査」を実施し、情報収集に努める。

- 「いじめアンケート調査」の結果を精査し、個々の案件について客観的に状況を把握する。
- 日頃から児童の様子をよく観察し、児童の様子や態度等、交友関係の具体的な変化をとらえ、記録に残す。
- 気づいた情報は、同学年教職員で報告・連絡・相談及び共有し、さらに校内での追加情報を得るよう収集に努める。（養護教諭、S.Cとの連携）
 - ・保健室・相談室の利用状況　・S.Cとの教育相談の状況
- 情報に基づき速やかにヒヤリング、事実確認等、健康観察の強化等の対応をする。

- ② 日常の学習やその他諸活動における自己の指導方法、内容等の意識的な自己点検（ふりかえり）をし、児童との信頼関係強化に努める。
- 普段、当たり前に、指導していることを「意識的に」そして「積極的」にふりかえりをする。
 - 児童の受け止めを重視した、児童への教師の「態度」や「関わり方」の見直し
 - ・表情や会話を通して
 - ・学級日誌や生活ノートや日記等を通して
 - 生徒指導全体会等での研修を指導に生かす取り組み
 - ・様々なツールの利用（構成的グループエンカウスター、QU、その他の体験的アクティビティー）
- ③ 日常的な観察による児童理解
- 交友関係の変化をとらえる。
 - ・座席等の交換時の話し合い活動の様子、係・委員会活動の状況
 - ・特設活動等への参加態度
 - ・始業前、放課後の様子、昼休み、業間の様子
 - 学習意欲や参加態度の変化をとらえる。
 - ・授業への参加の様子
 - ・集合時の状況
- ④ 保護者との連携による情報収集
- 開かれた学校、教育相談体制の整備充実（個人面談や家庭訪問等）
 - ・日常の健康観察と保護者連絡欠席等理由の精査、確認と連絡体制の構築
 - ・学校（学級）生活や学習状況の連絡

（3）「いじめ」対応への具体的措置について

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込みず、「委員会」を中心とした組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

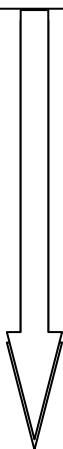
- 発見・通報を受けた場合は、組織を活用し速やかに被害児童を守るとともに、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の理解と協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

<いじめの対応>

- 担任がいじめではないかと情報をとらえた時点で、一人で抱え込みず学年主任・生徒指導に報告・連絡相談する。
- ※起きている問題を学年および学校全体の課題としてとらえる。

① 被害児童の心のケア ~不安な心に寄り添い、思いを確実に受け止める~

- 該当児童にかかわり、主訴をしっかり受け止める。
- 児童や保護者の訴えの内容を十分に聞き取る。
- いじめを受けている児童を「絶対に守る」こと、そのためには校内の教職員と一緒に対応することを伝える。



- 事案に応じて関係者によるチーム（いじめ対応（根絶）チーム）の立ち上げ
教頭 生徒指導主事 担任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー
・役割分担の決定
・すぐにいじめを受けている（被害）児童の保護と心のケアを進める。

② 十分な情報収集と事実確認

- チームで事実確認の方法と役割分担を確認し、事実確認を行う。
〈事実確認の際の留意点〉
 - ・聞き取りは原則として学習時間を侵害しない時間帯に相談室等で個別に行う。
 - ・加害児童、被害児童ともにしっかりと事実を聞き、必ず記録する。
 - ・該当児童を、同時に個別に別室で実施する。
※チームで対応し、複数の教職員で行う。
 - ・決められた時間に、聞き取った内容を精査する。
(聞き取りを行っている児童はその場に待機)
 - ・食い違いがある場合は、整合性を取るようにし、確認と再度聞き取りを行う。

③ 指導方針の共有と確認

- この件を通して「子どもたちに何を学ばせ、再発防止のために何をするか」
〈被害児童に対して〉
 - ・本人の安全確保、心のケアの実施と継続的な見守り
 - ・本人や保護者とのタイムリーな情報交換
〈加害児童に対して〉
 - ・人権侵害であるという毅然とした指導
 - ・本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る。
 - ・保護者へのきめ細やかな連絡により家庭と学校の信頼関係を構築し指導の連携を図る。

④ 保護者へ連絡

- 現在の状況や指導方針について保護者へ説明する。(チームでの対応)
 - ・面談により直接保護者へ説明する。(学校での面談、家庭訪問)
 - ・事実についての説明には、とらえた事実を伝え、推測や個人的な解釈は交えない。
 - ・保護者の話は丁寧に受け止め、安心感が持てる話し方をする。
 - ・随時経過を報告することを約束する。
 - ・学校だけでなく、家庭での指導について「共に子どもを支え、考える」という姿勢で対応する。

<インターネット等によるいじめへの対応>

- 書き込みのあった掲示版等のURLを控え、内容をプリントアウトする。またはデジタルカメラで撮影するなどをして保存する。
- ネット上の不適切な書き込みに対しては、即座に管理者に削除依頼や開示請求を行う。
- 管理者が不明の場合にはプロバイダへ削除依頼を行う。
- 法務局への協力を依頼する。児童の生命への危険が及びそうなおそれのある場合には、速やかに警察署に連絡し適切な援助を求める。
- インターネット使用における危険については児童への情報モラルの指導を適宜指導するとともに各種会合等の場や各種家庭通知文により情報共有と行動連携を要請する。

5 配慮事項

- (1) いじめへの対応は、全教職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。教育委員会の指導を得て外部の専門家（「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察OB」等）の参加を得ることにより、迅速かつ実効的な対応を進める。
- (2) 学校は、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する教職員の研修を適切に年間計画に位置付ける。
- (3) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担過重とならないようにするとともに適正に配置する。
- (4) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し、目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査、結果の周知等が適切にできるように設定する。
- (5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるよう努める。
 - 各種会合諸行事での説明の場を設定するとともに「学校だより」等各種の家庭向け通知文等により家庭の理解を深め行動連携を要請する。
 - PTAや地域諸団体（青少協や子ども見守り隊、子ども会等）との連携
 - 学校評議員会での説明・意見聴取等

6 年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画 ※別紙（7ページ）

7 その他

- 就学・特別支援教育委員会・学年部会で、「いじめ」に係る内容が協議される場合については、生徒指導委員会およびいじめ対応（根絶）チームへの情報提供と連携を進める。
- 定期の教育相談や家庭訪問、その他不定期の教育相談については、適宜実施しながら「いじめ」に関する情報提供の機会としてとらえ、いじめに関する情報があった場合には速やかに報告・連絡・相談にあたるとともに生徒指導委員会との連携を進める。

<年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画>

| 月 | 生徒指導関係 | いじめ防止対策 |
|----|--|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導全体会（月1回）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・校内生活指導の確認と徹底 ・校外生活指導の確認と徹底 ○生徒指導事例研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認 ○校内生徒指導部会の開催（月1回） <ul style="list-style-type: none"> ・当該諸問題における担当者会議 | |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校裁量の時間・学級活動・道徳・総合 <ul style="list-style-type: none"> ・大型連休中の事故防止と生活指導の徹底 ・ケータイ・スマホ調査と情報モラルの指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめアンケート調査」実施についての共通理解・確認（生徒指導全体会） <ul style="list-style-type: none"> ・ねらい・実施方法（個別ヒヤリング） ・結果の処理と報告・連絡・相談の経路 ○「いじめチェックリスト：教師用」により予備調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び学級集団の把握と対策 |
| 6 | | ①5月：1回目 「いじめアンケート調査」の実施 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ○学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・S Cとの連携、養護教諭との連携 <p>※調査後に「いじめ」を認識の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チーム会議の開催 ・ケース会議の開催 ・定期的なフォローと指導・支援 |
| 9 | | ②9月：2回目 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ○「スマホ・ケータイ安全教室」実施にむけたネット上の事故防止についての教職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・情報端末タブレットの使用について ・スマホ等の危険なサイトへの児童の事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・S Cとの連携、養護教諭との連携 <p>※調査後に「いじめ」を認識の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ根絶チーム会議の開催 ・ケース会議の開催 ・定期的なフォローと指導・支援 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全児童を対象とした各種検査・アンケート調査及び資料を精査し、全保護者との二者面談を実施する。 | |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ○学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間実施計画の見直しと改善 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程編成会議等による担当者会議 ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） <ul style="list-style-type: none"> ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 | ③2月：3回目 「いじめアンケート調査」の実施 |
| 3 | | <ul style="list-style-type: none"> ・S Cとの連携、養護教諭との連携 <p>※調査後に「いじめ」を認識の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ根絶チーム会議の開催 ・ケース会議の開催 |